

# —日本の死刑廃止論者—

# 片 山 哲

## 目次

一 死刑廃止運動における行実 . . . . .	2
二 生涯の大略 . . . . .	4
三 余語録 . . . . .	5

## 安形 静男

### (プロフィール)

昭和10（1935）年静岡県生まれ。元・関東地方更生保護委員会委員。元・宮崎産業経営大学法学部教授。ホトトギス同人。更生保護法人更新会参与。

主な編著書に「死刑問題文献目録」（2007年、宮崎産業経営大学法学会）、「社会内処遇の形成と展開」（2005年、日本更生保護協会）、「更生保護関係文献目録」（1990年、日本更生保護協会）。

句集「机上の林檎」（2007年、阿蘇叢書）、主な共編著書に「更生保護50年史」（2000年、日本更生保護協会）、「更生保護史の人びと」（1999年、日本更生保護協会）、「静岡県勸善会百年史」（1994年、金原治山治水財団ほか）、「講座少年保護（3）処遇と予防」（1983年、大成出版社）、「保護観察のための処遇ハンドブック」（1977年、文教書院）など。

初出：「刑罰史研究」平成15年1月1日発行「日本の死刑廃止論者（4）宰相 片山 哲の死刑廃止論」

引用方法：安形静男「—日本の死刑廃止論者—片山哲」（CrimelInfo 2024年）。

かつてわが国にも死刑廃止を主張した内閣総理大臣がいた。こう書いても、必ずしも間違いではないと思う。ただ彼が死刑廃止を主張した一文は、大正十年五月に発表されたものであり、総理大臣であったのは、昭和二十二年五月の就任から二十三年二月に総辞職に至るまでの期間である。と書けば、この内閣総理大臣は、短命には終わったものの、社会党の書記長として我が国初の革新政権の首班となり、戦後の民衆に幾ばくかの期待を抱かせた片山哲首相を指していることは、直ちに知れるであろう。しかし、片山哲(一八八七～一九七八)が、首相として死刑廃止を主張したとは伝えられていないように思う。敗戦後の混乱期の短命内閣にあっては、そのいとまもなかったであろうが、もし片山が内閣総理大臣として、死刑廃止についてその信念に基づく指令を発していたら、わが国の刑事政策は、ある種の変貌を遂げることになったのではないだろうか、時に想像をしたりもする。

## 一 死刑廃止運動における行実

弁護士片山哲は、星島二郎とともに中央法律相談所を開設し、法律大衆化運動の一環として、大正十年二月に「中央法律新報」(月二回刊行)を創刊した。その第一年第七号(大正十年五月一日発行)は「死刑問題号」として、死刑存廃に関する論議を展開した特集号を発行している。片山はその巻頭言を執筆し、次のように述べている。

「『死刑問題』の研究…… この研究は決して陳腐な古い問題ではない、我々の目前の生きた問題である。社会問題としても、法律問題としても、将又道德宗教上の研究としても徹底するまで講究せなければならぬ活ける研究である。社会は連帯であるといふ。然らばモットより好き社会を造りたいといふ事即ち社会改善については、宗教も道德も、法律も共に相並んで其目的の到達に努力せなければならぬ。死刑問題は決して純然たる法律問題ではない、法文の体裁上之を存置すべしといふが如き単純なる論議のみを以てこの解決を許すべきでは決してない。

弱肉強食、適者生存の観念は可なり長く我々の思想を支配してきた、されどこの争闘的は、天の一方から叫ばれたる人類相愛、相互扶助の文化的思想によりて根本的に其基礎が覆されんとしておる。この時に当りて我々が各種の方面から各様の観察において死刑問題を研究するのは、まことに当を得た事と信ずるのである。死刑問題の研究において我々は単に其結論のみを聞こうとするのではない、結論は極めて簡単である。如何なる根拠によりて今日尚死刑存置の必要を、あくまで主張するのであるのか。又如何なる根拠よりて死刑全廃論を極力提唱するのであるか。我々は会得する迄此等の理由を極めたいのである。

刑の目的は云ふ迄もなく社会防衛にある。犯罪人を社会から隔離して社会の平安を保持したいというのである、のみならず悪人をば隔離しておいて其間に其犯人を教化したいといふのである、復讐とか威嚇とかいふ観念は全然刑の目的に添はない旧思想の産物である事は殆ど言を要しない所である、この見地からすれば死刑問題の結論は自から明白である、しかし犯人其者にとつては生きながらの地獄たる無期懲役よりも一ト思ひにバツサリやられる死刑の方が遙かに楽であるかも知れない、しかし我々は犯人だけを考へて此問題を解決する事が出来ない。

我々は総ての科学の上に立ち、諸ゆる諸ゆる見地から観て本問題を解決せねばならぬ。法の力を以て最も殺伐なる人を死刑に処すといふ事は現代をより好き社会に導かねばならぬといふ観念から謂つて断じて許すべからざる事と信ずる。中世の死刑は公衆の面前に於て執行された(口絵参照)、現代の死刑は公開を禁じておる。次に来るべき新時代は必ず死刑を執行せざる時

代でなければならぬ、まして人類相愛の精神によって諸制度を樹立せんとしつつある時代に於てをや殺伐なる、而も人間の感情を荒だたしめる諸制度は之を我々の社会から葬り去らねばならぬ。我々は今日最も明白に勇敢に死刑全廃論を展開するものである。—片山—」

この片山の巻頭言は「明白に勇敢に死刑全廃論」を主張しているものであるが、死刑を廃止すべき理由を尽くしていない。それは、「中央法律新報」なる機関紙の編集者としての巻頭言だからであろう。編集者としては、巻頭言において編集の意図を説明することはできても、あらかじめ寄稿者たちの論旨を尽くしてしまうわけにはいかない。編集の意図は、その論者・執筆者たちの論旨に現れる。時に両論併記になるとしても全体の構成等から窺い知ることができる。そこで、この「死刑問題号」の寄稿者と論題とを掲げよう。

死刑廃止運動の要点	牧野 英一
死刑は悪刑なり(代るべき良刑を紹介す)	花井 卓造
死刑論(死刑の威嚇作用と浄化作用)	中島 弘道
死刑廃止論	布施 辰治
死刑と山田憲	星島 二郎
我国死刑の沿革	雨 花 子
脳の重量と智能(山田憲の脳に関して)	森 於 菟
合理的な死刑の方法は如何	高田 義一郎

以上が同誌の署名入りの論文であり、雨花子は尾佐竹猛の筆名、森於菟の父は森鷗外である。ほかに、キャロライン・マクドナルド女史の詳細な談話「監獄は学校に」、前大審院判事田山卓爾の「死刑宣告の感想」、時の監獄局長谷田三郎の「死刑廃すべからず」、そして行刑界の長老野口謹造典獄の「死刑執行の決心」ほか「文責在記者」として報じられ、各界名士に対する死刑問題についてのアンケート結果が掲載されている。その中で、死刑廃止について賛成しているのは、高島素之、小川未明、昇曙夢、山崎今朝弥、土田杏村、賀川豊彦、山室軍平、新居格、塚崎直義、黒須竜太郎、権田保之助、田坂貞雄、千葉亀雄らの諸氏である。白柳秀湖は、むしろ無期徒刑を廃止したいと述べている。大杉栄や堺利彦らは屈折した片言で死刑存置と見做してよいような答え方をしている。長島毅(のちの大審院長)、弁護士岩崎勤・今村力三郎・法学博士神戸正雄らは存置意見を答えている。死刑廃止論者のうち山崎、塚崎、黒須、田坂の諸氏は、いずれも弁護士であるから、法曹関係者は存置・廃止に二分されていることになる。布施辰治の「死刑廃止論」は、この号では、連載の第一回にあたるとは断っていないが、第九号に(中)、第十一号に(下)を執筆している。

中央法律新報のこの号は、B五判三十二頁のほぼ全頁を「死刑問題」に費やしており、当時の心ある人々に相当のインパクトを与え得たのではないかと想像される。後年ではあるが、同誌の諸説を、柏木義円が、「上毛教界月報」第三五三号(昭和三年六月刊)に転載、引用して、その死刑廃止論を述べていることは、本誌22号において紹介したところである。

片山哲は、なぜ死刑廃止論者になったかについては書き残していないが、『私の履歴書』に、その青年期における人格形成について次のように記している。「私は精神主義と物質主義との葛藤問題を扱った世界的名作を読み耽り、トルストイ、ドストエフスキー、イブセン、チェホフなどの大作に感激し、興奮しながら、世の不合理的を痛嘆し弱い人々を立ちあがらせたい義憤の念が胸一杯にわき上がってくるのを禁じ得なかった」「キリスト教による社会正義と純潔に若き胸をおどらせるに至った」「そこへ、牧野英一先生の刑法総論の講義、主観主義刑罰理論を聞いて、干天の慈雨を得た歓喜をもって感激をしたのである。刑罰は犯人を改善するために課すべきものだそう。私も社会正義を守るために弁護士を職業とし、キリスト教の精神をもって、社会のために働こう、こう決意するに至った」等々と。かくして学生時代の片山は、鈴木文治、吉野作造、牧野英一らに深く影

響を受け、社会事業家を志すようになっていた。

その牧野英一先生に巻頭論文を依頼したのも、講筵に連なった者としての感動に由来していよう。片山の死刑廃止論の根底には、そのキリスト教信仰に由来する人道主義、社会主義、そして主観主義刑法理論があったと言ってよいであろう。

## 二 生涯の大略

片山哲は、明治二十年(一八八七)七月二十七日に和歌山県西牟婁郡田辺町の生れ、祖父は紀州藩の祐筆、父片山省三は弁護士、母は篤信のクリスチャンであった。三高を経て、四十五年(一九一〇)に東大法科を卒業するとともに、弁護士であった父の仕事を手伝う。大正二年二十五歳にして自ら弁護士を開業し、同時に結婚をする。六年には東大YMCAに相談所を開き、七年星島二郎(後年の衆議院議長)等とともに中央法律相談所を開設し、その最初に扱ったのが森戸事件だった。十年には日本労働総同盟の法律部長に就任、同時に東京女子大学講師を兼ねる。翌年には日本農民組合法律顧問に就任、労働争議・小作争議などの解決のために奔走をし、十五年には、社会民衆党の結成に参加し書記長(初代)に就任する。委員長には、安部磯雄が就任した。

郷里の田辺に似ている藤沢市片瀬に居を定めたのは大正十三年、昭和三年には、第十回総選挙に神奈川二区から立候補したが、このときは落選、昭和五年二月の衆議院議員選挙において初当選を果たした。七年の衆議院議員選挙では再び落選、十一年以後は二回連続して当選した。しかし、十五年三月、民政党の斎藤隆夫が、衆議院において戦争政策を批判したため、衆議院は斎藤の除名を決議した。同月、衆議院は聖戦貫徹決議案を可決し、社会大衆党は斎藤除名に反対した片山哲らを除名した。かくして十七年の翼賛選挙においては翼賛会の推薦が得られず、片山は無所属で立候補し落選の憂き目を見た。

敗戦後の昭和二十年十一月三日、日本社会党が結成され、その書記長(初代。委員長を置かず)に選ばれ、二十一年四月の衆議院議員選挙において当選、更に二十二年四月の新憲法下初の衆議院議員選挙においても当選を果たした。この選挙において日本社会党は一四三議席を獲得して第一党に躍進、片山は、五月二十四日に内閣総理大臣に任命され、日本社会党・民主党・国民協同党の連立政権を樹立した。

昭和二十三年二月十日、片山内閣は総辞職した。補正予算案を衆議院予算委員会において否決され、原因は社会党左右両派の対立にあるとして、党内不統一の責任を取り辞任をした。二十四年の衆議院議員選挙は落選、二十五年一月、日本社会党が左右両派に分裂、片山は右派の委員長に選出された。このとき左派の書記長に選ばれたのが鈴木茂三郎である。二十七年の衆議院議員選挙において復活、以後五回は連続して当選を果たしたが、三十八年に落選したのを機に七十五歳にして政界を引退した。

世界連邦運動に共鳴し、昭和二十六年、世界連邦建設同盟の理事(のち顧問)に就任したほか、世界連邦日本国会委員会委員長、キリスト者世界連邦協議会会長、世界連邦日本宗教委員会代表委員などを勤めた。

昭和二十九年一月、憲法擁護国民連合の発会式が行われ、片山は議長に選出され、三十九年には護憲アピール十人委員会を組織するなど、護憲運動に尽力した。また、四十六年には国際平和協会の会長に推されている。

三十二年には日本禁酒同盟理事長(四十六年には会長)、三十三年には社会純潔化協会会長、四十八年には酒害予防協会の会長に就任するなど、社会浄化を目指した諸活動を展開した。

昭和五十三年(一九七八)五月三十日に永眠、満九十歳であった。第一号の藤沢市名誉市民であり、藤沢市民葬をもって送られた。

主要著書として、『女性の法律』学芸書房(昭九)、『無産党は今何を求むるか』今日の問題社(昭一一)、『新日本建設の指標民主主義の大道』講談社(昭二一)、『危機突破のため国民に訴う』鱒書房(昭二二)、『わが師わが友』創然社(昭二三)、『わが心の愛読書』エリート社(昭三八)、『回顧と展望』福村出版(昭四二)などがある。

[注]この項は特に、高世一成編著『片山哲宰相』WUM 教育財団(昭五三)によっている

### 三 余語録

片山哲の生涯を支えた人として、きくゑ夫人の名を逸することはできない。片山は、大正年間既に『婦人の法律』を世に問い、昭和九年には『女性の法律』を上梓するなどして、封建的桎梏に悩む婦人のために、その結婚法・離婚法の改正を叫び続けていた。婦人解放運動の先駆者でもある。

日本禁酒同盟の小塩完次理事長の喜寿・叙勲祝賀会が開かれたおり、片山は歩行困難になり静養中であった。司会者が気を利かせたつもりで、「先生の代理で、奥様が出席しました」と紹介したところ、きくゑ夫人は「いえ、代理ではありません。私が参りました」と挨拶をして、満場の喝采を浴びたという。目立ちはしないが、ごく自然にデモクラシーを実践している家庭であったと、小塩は述べている。

蛇足ながら、片山が理事や顧問を務め、後年湯川秀樹も会長を務めた世界連邦運動は、我が国においては昭和二十三年二月十三日に日比谷公会堂において開催された運動発足大講演会をもって起点とする。この日、田中耕太郎・横田喜三郎と並んで、演壇に立った山本門重が「世界連邦建設の提唱」と題するアピールを行い、世界連邦建設連盟の委員長に選任された。山本門重は、後年小川太郎博士らによる犯罪と非行に関する全国協議会の創草期から没年まで理事を務めた。私の畏敬する保護司の一人であった。

[主要参考文献]

高世一成『片山哲宰相』WUM 教育財団(昭五三)

原彬久『戦後史のなかの日本社会党』中公新書(平一二)

『中央法律新報(復刻版)』東洋文化社(昭四七)